

納税ニュース

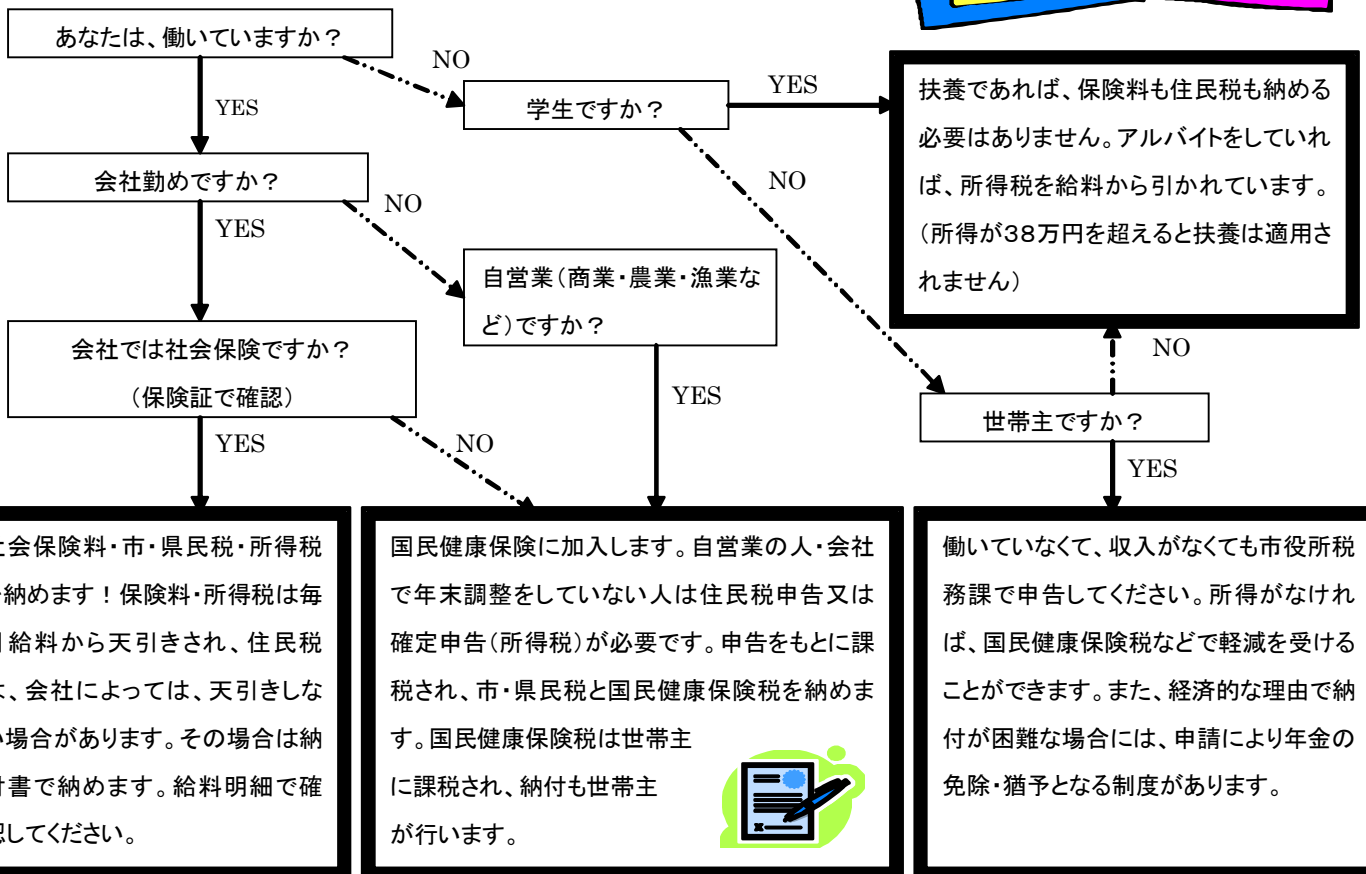
平成20年1月15日 第21号
編集・発行: 鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地1
TEL 82-2911 FAX 84-1212

新成人おめでとうございます！

新成人のみなさん、保護者のみなさん、おめでとうございます！

大人への第一歩ですね。

学生の人、就職をしている人、結婚をしている人など、みなさんそれぞれの社会生活を過ごされていると思います。二十歳になると、年金の加入、(20才前でも)収入があれば、所得に応じて所得税や住民税の納税をします。今回は、市税を中心に、税金について紹介します。



【市・県民税】1月1日現在に鹿嶋市に住所を有する人は、鹿嶋市に市・県民税(住民税)を納めます。

【固定資産税】1月1日現在で、不動産(土地・家屋)を所有している人は、固定資産税を納めます。

【軽自動車税】4月1日現在で、軽自動車を所有している人は、軽自動車税を納めます。

【介護保険料】介護保険料は、高齢者に介護サービスを提供する制度です。40歳になると納めます。

【国民健康保険税】職場の健康保険に加入していない人は、国民健康保険に加入します。世帯単位で加入し、世帯主が納付や加入・脱退の手続きをします。

【国民年金】20歳になると、国民年金の納付が義務付けられています。学生は、学生納付特例制度があり、申請により、納付が猶予されます。

※一般的なケースについて紹介しましたが、詳しくは下記にお問合せください。

お問合せ先

《税務課》市県民税・固定資産税

《国保年金課》国民健康保険税・年金

《介護長寿課》介護保険料

もうすぐ 暦では春・・・確定申告・住民税申告の時期です！

申告の時期になりました。

事業所得（農業・漁業・商業など）、不動産所得などがある人は申告をしてください。
なお、所得のない人も住民税申告をしてください。
日時、場所などの詳細は、「市報かしま2月1日号」で確認してください。

申告をしないと？

収入があるのに、申告をしないしていると、後日追加課税されたりすることがあります。また、収入が一定の所得の要件に達していない人は、「確定申告（税務署）」の必要はありませんが、『住民税申告』は必要です。収入状況の『申告』をしないと、所得の判断ができないため、給付のサービスを受けられない又は、上位所得者とみなされて、自己負担額が大きくなることがあります。例として、以下のことが適用できない場合があります。

- ・ 国民健康保険税加入者の高額療養費受給や国民健康保険税の軽減
- ・ 国民年金保険料の免除（全額・半額）
- ・ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給
- ・ 医療福祉の受給（マル福）

1月は国民健康保険税第6期の納期です。

納期限：1月31日（木）

2月は国民健康保険税第7期／介護保険料第6期の納期です。

納期限：2月29日（金）

■市税などの納税相談について

納期限内の納付が困難な場合の納付方法などの相談です。

とき◆月曜日から金曜日 8:30～17:30(土・日、祝日を除く)

ところ◆市役所1階 納税対策課
市役所2階 納税管理課

■休日納税窓口を開設しています。

平日に納められない人はご利用ください。

とき◆毎月最終日曜日
1月27日(日)9:00～15:00
2月24日(日)9:00～15:00

ところ◆市役所1階 納税対策課

※同時に納期限内の納付が困難な場合の相談も受け付けています。

休日納税相談



納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、まちづくりセンターまたは市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成20年3月中旬の予定です。